

(案)

こ 成 保 第 ● 号
令和●年●月●日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱」を定め、令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

別紙

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施要綱

1 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村は、適切に本事業を実施できると認めた者（以下「委託等先」という。）に委託等を行うことができる。

この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、本事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 実施方法

（1）対象となるこども

保育所、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月から満3歳未満とする。認可外保育施設に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象とするが、企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月から満3歳未満は対象外とする。

（2）利用可能時間

対象となるこどもの利用可能時間は、こども一人当たり月10時間を上限とする。

（3）実施事業所

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に定める乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等において、実施することができる。

（4）事業内容

① 乳児等通園支援

ア 利用方式

定期的な利用方式（以下「定期利用」という。）若しくは定期的でない柔軟な利用方式（以下「柔軟利用」という。）又は定期利用と柔軟利用の

(案)

組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施することとして差し支えない。

イ 実施方式

実施方式については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「設備運営基準」という。）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型事業」という。）又は余裕活用型乳児等通園支援事業（以下「余裕活用型事業」という。）により実施すること。

なお、「一般型事業」とは、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う方式であり、「余裕活用型事業」とは、3（4）①イ（イ）に該当する事業所に係る利用児童数が利用定員総数に満たない場合において、定員の枠を活用して受入れを行う方式であることに留意すること。

また、一般型事業、余裕活用型事業の実施事業所については、以下の（ア）及び（イ）のとおり。

（ア）一般型事業

（3）における本事業の認可を受けた事業所。

（イ）余裕活用型事業

（3）における本事業の認可を受けた保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所。

ウ 開所日数

実施事業所の開所の日数は、ニーズや受入体制を考慮の上、適切に設定する。

エ 事前面談

初めて利用する事業所では、初回利用の前に、保護者と事前の面談を行い、制度の意義や利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握する。

オ 親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。ただし、こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態や利用の条件になることがないよう留意すること。

カ 計画と記録

「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、こどもの育ちに関する計画や記録を作成する。

キ その他、実施に当たって留意が必要な事項

(案)

(ア) 市町村は、本事業を実施する事業所の状況を踏まえ、配慮が必要な子どもやその保護者が本事業を円滑に利用できるよう配慮を行う。

(注) 対象となる家庭は以下を想定している。

- ・ひとり親家庭
- ・生活保護世帯
- ・虐待又はDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
- ・子どもが障害を有する場合
- ・子どもが医療的ケアを必要とする場合
- ・その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合

(イ) 障害児や医療的ケア児など、保育所等で過ごすことや、外出することが難しい状態にある子どもに対応するために、通園を基本とした上で、当該子どもの居宅へ乳児等通園支援従事者を派遣すること（以下「居宅訪問」という。）も可能とする。なお、居宅訪問を実施する事業所は、あらかじめ市町村と協議を行ったうえで、実施すること。加えて、(5) ④及び⑤に基づき、障害児や医療的ケア児の対応が可能な体制をとること。

(ウ) 事業所は、利用可能枠の範囲において利用の申込みがあった場合には、当該子どもの受け入れをしなければならない。ただし、職員配置及び事業所の機能等の正当な理由により本事業の提供が困難である場合には、その具体的な理由とともに市町村に報告しなければならない。

(注) 正当な理由か否かの判断は、市町村が当該事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行う。

(エ) 事業所が、利用中に配慮が必要であると確認した家庭については、市町村に報告するとともに、市町村と協力し、関係機関との連携を図ること。

(オ) 対象となる子どもを養育する保護者に対して、必要に応じて面談や子育てに係る助言を行うほか、実際に目の前で育児の様子を見てもらう機会を設ける。

② 指導監督

市町村が、本事業を実施する事業所及び本事業を実施しようとする事業所の指導監督を行うため、市町村に人員を配置した場合には、別に定めるところにより補助を行う。

ア 本事業を実施する事業所を巡回し、事業所からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る助言を行う。

(案)

イ 本事業を実施しようとする事業所に対して、本事業の意義や目的を正確に伝えとともに、本事業に係る規程の整備や職員の確保等に係る助言を行う。

ウ 事業所からの相談事項や事業所に助言した内容を取りまとめ、市町村の所管課への報告を行う。

③ 賃借料補助

本事業を、民家・アパート等を活用して、令和7年4月以降に新たに実施した又は実施する場合に必要な賃借料（開所前月分の賃借料及び礼金を含む。）を支弁する場合には、別に定めるところにより補助を行う。

（注）既存施設の一部を共用して本事業を実施する場合は、賃借料補助の対象外。ただし、当該部分を切り離して、共用せずに乳児等通園支援事業を行う事業所を開所する場合は賃借料補助の対象。

（５）設備基準及び職員の配置

① 一般型事業を行う事業所の設備基準

設備運営基準第21条に定める基準に基づき、各市町村において定める条例を遵守すること。

② 一般型事業を行う事業所の職員配置

設備運営基準第22条に定める基準に基づき、各市町村において定める条例を遵守すること。

なお、設備運営基準第22条第1項に規定する「その他乳児等通園支援に従事する職員に対して市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」については、以下のア又はイのいずれかの研修を修了した者とする。

ア 「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修

③ 余裕活用型事業を行う事業所の設備及び職員の基準

設備運営基準第25条に定める基準に基づき、各市町村において定める条例を遵守すること。

④ 障害児を受け入れる場合の体制の確保

障害児を受け入れる場合においては、当該障害児の障害の特性に応じた

(案)

対応が可能な職員を配置するなど、体制の確保を行うこと。

⑤ 医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置

医療的ケア児を受け入れる場合においては、看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）や喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した認定特定行為従事者である乳児等通園支援従事者など、医療的ケアに従事する職員を配置すること。

なお、当該こどもの居宅に訪問して実施する場合については、乳児等通園支援従事者に加え、認定特定行為業務従事者又は看護師等、当該こどもの医療的ケアに従事する職員を配置すること。ただし、乳児等通園支援従事者が認定特定行為業務従事者若しくは看護師等であるなど、当該こどもの医療的ケアを実施する場合、1 名のみの配置でも可能とする。

(6) 乳児等通園支援の内容

乳児等通園支援（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業として行う同項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。）は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針（保育所保育指針）に準じ、本事業の特性に留意して、本事業を利用する乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(7) 単価及び加算等

① 単価

市町村から委託等先への委託料等の支払いにおいて、3 (4) ①に掲げる本事業に要する経費について支出する金額は、以下のとおりとする。また、1 時間以上の利用については、30 分単位で実施することも可能とし、この場合、30 分に係る部分の金額については、1 時間の単価に $1/2$ を乗じて算出する（例：0 歳児が 2 時間 30 分利用した場合は、1,300 円 $\times$ 2.5 時間で算出する）こと。なお、当該単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

ア 0 歳児：こども一人 1 時間あたり 1,300 円

イ 1 歳児：こども一人 1 時間あたり 1,100 円

ウ 2 歳児：こども一人 1 時間あたり 900 円

② 加算

以下のアに定義する障害児、医療的ケア児又は要支援家庭のこども（以下「障害児等」という。）を受け入れる施設において、アの定義に該当す

(案)

るこどもの利用時間に応じて、イの加算を適用する。また、30 分単位で実施する場合、①で示した単価の計算と同様の計算により算出すること。なお、障害児等に対する加算については、複数の加算に該当する場合、いずれか一つのみ適用する。

ア 定義

(ア) 障害児とは、市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など、障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

(イ) 医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着しているこどもその他の日常生活を営むために医療を要する状態にあるこどもであると市町村が認めたこどもをいう。

(ウ) 要支援家庭のこどもとは、例えば、こども家庭センターによるサポートプランが作成されている、若しくは作成の対象となっているなど、関係機関が連携して支援を行う必要があると市町村が認めた家庭のこどもをいう。

イ 加算

(ア) 障害児：こども一人1時間当たり 400 円

(イ) 医療的ケア児：こども一人1時間当たり 2,400 円

(ウ) 要支援家庭のこども：こども一人1時間あたり 400 円

③ キャンセルの取扱い

利用のキャンセルがあった場合、当日のキャンセルのみ委託料等の支払いの対象とすることを可能とする。ただし、当該委託料等の支払いの対象とした利用時間については、利用したものとみなし、利用者の利用可能時間から減算を行うこと。

(8) 研修

市町村は、乳児等通園支援事業者に対し、本事業の意義、目的及び仕組みを理解できるよう、科目構成等に配慮した研修を実施すること。なお、委託等先の実施事業者においては、事業にあたる職員のみならず、役員や本部職員等、広く研修を受講することが望ましい。

(9) 留意事項

- ① 設備運営基準第7条に定める安全計画の策定等を適切に行うこと。
- ② 本事業を実施している中で事故が生じた場合には、「教育・保育施設等における事故の報告等について（令和6年3月22日こ成安第36号・5教参学第39号通知）」に従い、速やかに報告すること。
- ③ 利用当日に、通園がない場合には、対象となるこどもの状況を確認する

(案)

こと。特に、要支援家庭等のこどもの利用がない場合には、関係機関と情報共有し、適切に対応すること。

- ④ 要支援家庭等のこどもの不適切な養育の疑いを確認した場合には、関係機関に情報を共有するとともに、相談支援を行うなど、適切な支援を行うこと。
- ⑤ 給食等の提供については、事業所の判断とするが、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。
- ⑥ 本事業の実施に当たっては、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」（令和6年12月26日、こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会）、「事例集（P）」を参考にして実施すること。
- ⑦ 令和7年度については、市町村を越えた利用を認める場合（以下「広域利用」という。）においては、当該市町村間で協議を行い、広域利用について協定を結んでおくこと。
- ⑧ 対象となるこどもがいる家庭に対して、本事業の意義、目的及び仕組みについて十分に周知を行うこと。
- ⑨ 市町村及び事業所は、委託料等の支払いの根拠資料を事業実施後5年間保存すること。

4 個人情報の保護

本事業に携わる者は、本事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、本事業を委託等する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

5 保護者負担

3（4）①に掲げる本事業に要する経費の一部について、こども一人1時間あたり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる。

なお、低所得者世帯等の保護者負担に関しては、別紙により、保護者負担額の一部を補助して差し支えない。

6 こども誰でも通園制度総合支援システムの活用

(案)

本事業の実施に当たり、国において本事業に係るシステム（こども誰でも通園制度総合支援システム）を運用し、本事業の円滑な利用やコスト・運用の効率化を図る観点から、以下の（１）から（３）の機能を実装しているため、積極的に活用すること。

- （１）利用者による予約（予約管理）
- （２）事業者におけるこどもの情報の把握や、市町村における利用状況の確認（データ管理）
- （３）事業者から市町村への請求（請求書発行）

7 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。

利用料減免の対象者について

1 対象者

対象者は、本事業による支援を受けたこどもの保護者であって、次のアからエのいずれかに該当する者とする。なお、当該減免の申請がなされ、適用が認められた時点から対象とする。

ア 本事業による支援を受けた日において生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である場合

イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税を課されない者である場合(アに掲げる場合を除く。)

ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下「市町村民税所得割合算額」という。)が7万7,101円未満である場合(ア及びイに掲げる場合を除く。)

エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯、その他市町村が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市町村がその児童及び保護者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、本事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合(アからウに掲げる場合を除く。)

2 本事業を行う者による代理請求・代理受領

市町村は、本事業を行う者(以下「事業者」という。)に対して、あらかじめ1に定める対象者から同意を得た上で通知し、対象者が当該事業者を支払うべき利用者負担額に対して対象者に補助すべき額の限度において、対象者に代わり、当該事業者を支払うことができる。

また、この場合による支払いがあったときは、対象者に対し補助があったものとみなす。

3 補助基準額

補助基準額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。また、30分単位で実施する場合、3(7)①で示した計算式により算出すること。

- ① 1アに定める対象者 こども1人当たり1時間300円
- ② 1イに定める対象者 こども1人当たり1時間240円
- ③ 1ウに定める対象者 こども1人当たり1時間210円
- ④ 1エに定める対象者 こども1人当たり1時間150円